

告示第 85 号

太子町予防接種事故災害補償規程（昭和 61 年規程第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 5 月 12 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 4 条第 2 号ア中「4,670 万円」を「4,950 万円」に改め、同号イ中「4,670 万円」を「4,950 万円」に、「3,109.6 万円」を「3,296 万円」に、「2,373.9 万円」を「2,516.3 万円」に改める。